

様式第2号（第4条関係）
宅地建物取引業従業者変更届

次のとおり従業者に変更がありましたので、宅地建物取引業法施行細則（昭和40年岡山県規則第27号）第4条の規定により届け出ます。

年 月 日
免 許 証 番 号 岡山県知事（ ） 第 号
商 号 又 は 名 称
氏 名
（法人にあつては、代表者の氏名）
主たる事務所の
所 在 地

岡山県知事 殿

事 務 所 の 名 称							
業 務 に 従 事 す る 者 の 数				従 事 す る 者		名	
				うち専任の宅地建物取引士		名	
業 務 に 従 事 す る 者							
氏 名	性別	生年月日	従業者 証明書 番 号	主 たる 職務内容	宅地建物取引士 であるか否 かの別	変 更 年月日	備 考 (就・退の別)

- (注) 1 この書類は、事務所ごとに作成すること。
2 「業務に従事する者」の欄については、変更者のみ記載すること。
「業務に従事する者の数」の欄については、当該事務所における変更後の数を記載のこと。
3 「業務に従事する者」には専任の宅地建物取引士（宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第31条の3第2項の規定によりみなされる者を含む。）を含め、宅地建物取引業のみ又は主として宅地建物取引業を営む場合においては、宅地建物取引業に係る一般管理部門に従事する者等も含めること。
4 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には、登録番号を記入すること。
5 宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合においては、主として宅地建物取引業を担当する役員等宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。
6 申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業者の業務に従事しているときは、その者についても記入すること。